

令和2年3月6日

大阪市従業員労働組合市民生活支部
支部長 花房 克仁 様

大阪市中心卸売市場長 田端 尚伸

本場並びに東部市場における指定休廃止について

中央卸売市場本場ならびに東部市場における指定休については土曜閉庁職場との均衡を考慮し実施しているところであるが、令和2年4月1日から次のとおり技能職員の指定休の廃止してまいりたい。

記

1 現在の指定休の割振り

4週のうち3回の土曜日及び月曜日、8週のうち2回の木曜日を指定する。

1) パターン(原則)

土曜日について、A・B・C・Dごとに順次指定する。

月曜日の指定は、土曜日指定休の属する週の前週の月曜日に指定する。

さらに、前記週休との関係で、同一週及び3連休とならないよう月曜日又は土曜日に職員の8分の1ずつ順次指定（8分の5出勤）し、木曜日に職員の8分の2ずつ順次指定（8分の6出勤）する。

2) 祝祭日等と重なった場合

土曜日が祝祭日又は市場休場日と重なった場合は、当該祝祭日等を公休日とし、当該週の休日指定は行わず、当該祝祭日等以降に土曜日の指定休を順次繰り下げる。

① 曜日が祝日と重なった場合は、当該祝日を公休日とし、当該週の休日指定は行わない。

② 土曜日が市場休場日と重なった場合は、当該市場休場日を公休日とし、当該週の休日指定は行わない。

③ ①及び②の場合は、翌週に指定休パターンを順次繰り下げる。

④ 月曜日が祝日と重なった場合は、直近後ろの要勤務日に指定する。

⑤ 木曜日が祝日又は月曜日の指定休の振替と重なった場合は、同一週の金曜日に指定する。

3) 指定期間

4月1日から1年間とする。

4) その他

指定休日及び土曜公休日の合計数が、土曜閉庁職場の土曜公休日より少ないパターンのグループについては、上記ルールにかかわらず、別途指定休を不足分付与する。

2 指定休の廃止について

完全週休2日制として土曜日及び日曜日を職員の休日とする。

3 指定休の廃止の実施基準日

令和2年4月1日（水）から実施（予定）

4 指定休を廃止する理由等

技能職員の体制縮小に伴い、指定休制度の運用並びに指定休制度の実施による業務執行体制を確保することが困難であることから、現在の体制に見合う勤務労働条件の整備を図るとともに職員の健康増進を図るため、指定休を廃止し、月曜日から金曜日における業務執行体制の確保を図り、効率的な施設維持管理業務の実施を行う。

5 最低人員の確保

今回の対応に伴い、適正な業務執行ならびに労働安全対策を確保する観点から、月曜日から金曜日までの勤務体制として3人以上の業務執行体制を確保する。

6 その他

これまでと同様に、職員の休日において、勤務の必要が生じる場合には、管理者は十分に業務対応の必要性を鑑みて、職員に休日勤務を命じるとともに、勤務に代わる必要な措置（代休または超過勤務）を付与する。